

亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例案概要

条例制定の背景と趣旨

近年、再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴う大規模な森林伐採、農地転用等が問題化しており、土砂災害のリスクの増加、生態系への影響、景観の悪化等が懸念されています。本市においては、事業者と市民とのコミュニケーション不足、柵や標識の不備、草刈り等の維持管理面等の不安の声が多くある状況です。これらの声の多くは、県ガイドライン対象外の施設に関するものであることから、当該施設に対する対応強化に努め、市民の生活環境の保全及び持続的な地域社会の発展に寄与することを目的として、本条例を制定するものです。

1. 条例対象（条例第2条）

出力10kw以上の太陽光発電施設

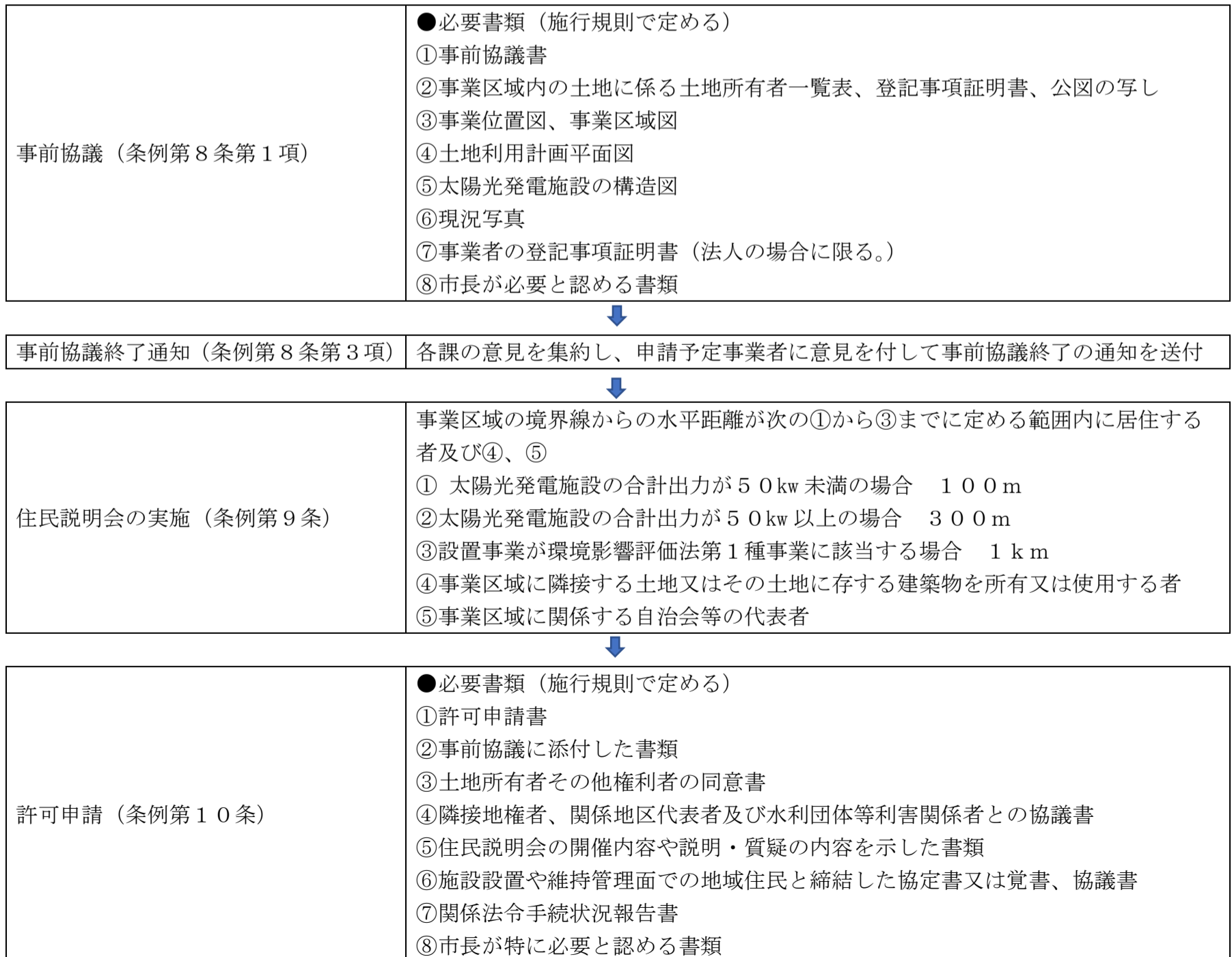
2. 条例対象外（条例第2条）

- ①出力10kw未満の太陽光発電施設
- ②建築基準法に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面及び事業所の敷地内に設置する太陽光発電施設。
- ③国又は地方公共団体が管理運営する太陽光発電施設

3. 禁止区域（条例第7条）

- ①砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地
 - ②文化財保護法第93条第1項の埋蔵文化財包蔵地
 - ③森林法第25条第1項の保安林
 - ④農地法第4条第6項第1号イ及びロに掲げる農地
 - ⑤自然公園法第20条第1項の特別地域
 - ⑥地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
 - ⑦河川法第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項の河川保全区域及び同法第56条第1項の河川予定地
 - ⑧急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
 - ⑨土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
 - ⑩鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の特別保護地区
- （ただし、法令の規定に基づいて太陽光発電施設の設置が許されている場合は、この限りでない）

4. 太陽光発電施設設置手続きフローチャート



↓

設置許可 (条例第11条第1項及び第3項)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可の基準に適合する場合許可 ・許可にあたって、環境保全上の支障が生じ、又はそのおそれがあるものについては、市環境保全審議会の意見を聴くことができる
--------------------------	--

↓

公表 (条例第11条第4項)	設置許可をしたとき、設置許可をしないときはその旨を公表
----------------	-----------------------------

↓

廃棄費用の積立 (条例第14条)	事業計画に従い廃棄等費用の積立
------------------	-----------------

↓

標識の掲示 (条例第15条)	太陽光発電施設事業に着手する日から掲示 地位の承継があった場合は、標識を書き換えなければならない
----------------	---

↓

着手届 (条例第16条)	着手する日の14日前までに市長へ届出
--------------	--------------------

↓

完了届 (条例第17条)	完了した日から14日以内に市長へ届出
--------------	--------------------

↓

事業の廃止届 (条例第19条)	事業を廃止した日から14日以内に市長へ届出
-----------------	-----------------------

↓

地位の承継 (第20条)	事業譲渡、相続、合併等承継があった日から14日以内に市長へ届出 規則で定めるところにより、その内容を公表
--------------	---

5. 太陽光発電施設設置事業不適切案件

報告の徴収及び立入調査 (条例第21条)	事業者、工事施工者、土地所有者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者の事務所若しくは事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。
-------------------------	---

↓

指導及び助言 (条例第22条)	条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。
-----------------	--

↓

勧告 (条例第23条)	<ul style="list-style-type: none"> ①設置許可を受けずに太陽光発電施設設置事業を実施する者 ②設置許可及び変更許可の内容に適合しない太陽光発電施設設置事業を実施した者 ③変更許可を受けずに設置許可の内容を変更して太陽光発電施設設置事業を実施する者 ④廃棄等費用の積立てを怠った者 ⑤標識の掲示をせずに太陽光発電施設設置事業を実施する者 ⑥立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 ⑦指導及び助言に正当な理由なく従わない者 ⑧太陽光発電施設及びその事業区域の維持管理が適切になされておらず、又は極めて不完全であることに起因して災害が発生し、自然環境又は生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合
-------------	---

↓

命令 (条例第24条)	条例第23条の勧告に従わない場合
-------------	------------------

↓

公表 (条例第25条)	条例第24条の命令に従わない場合、当該者の氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表
-------------	--

6. 許可の取り消し

許可の取り消し (条例第18条)	<ul style="list-style-type: none"> ①偽りその他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。 ②設置許可若しくは変更許可に係る事業計画又は設置許可若しくは変更許可に付した条件に従わないで太陽光発電施設設置事業を実施したとき ③設置許可又は変更許可を受けた日から起算して2年を経過した日までに太陽光発電施設設置事業に着手しなかったとき ④設置許可又は変更許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに太陽光発電施設設置事業を完了しなかったとき ⑤条例第24条の規定による命令に従わなかったとき
------------------	--